

○大府市健康づくり推進員協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康づくりの推進を図るため、予算の範囲内において交付する大府市健康づくり推進員協議会交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市健康づくり推進員協議会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、大府市健康づくり推進員協議会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 健康づくりについての知識等の啓蒙普及に関する事業
- (2) 健康づくりについての実践活動に関する事業
- (3) 健康づくりについての調査・研究に関する事業
- (4) 健康づくりについての講演会、研修会等の事業
- (5) その他健康づくりの推進に必要な事業

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	事業の指導者等に対する謝礼
	記念品等	事業参加者への記念品等
研修費		資質向上のための研修参加費
旅費	講師等旅費	講師等の派遣を受けた場合の講師の旅費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	事業で使用するちらし等の印刷製本に要する経費
役務費	通信費	郵送料、電話代等（当該事業のみに係る経費であることが明らかなもの）
委託料		案内誘導委託料、看板設置委託料等

使用料及び賃借料	事業を行うために必要な場所等の使用料又は借上料
備品購入費	事業で使用する備品の購入費（事業のみで使用するものに限る。）